令和4年3月11日 土木部河川公園課

## 江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

公共溝渠の使用料は、固定資産税評価額を算定の基礎とし、3年ごとの評価替えの時期に合わせ、その翌年に改正を行っている。

固定資産税評価額の評価替えが令和3年に行われたので、公共溝渠使用料に適正に反映させるため、使用料を改正するものである。

#### 2 改正の概要

公共溝渠の使用料は、固定資産税評価額の23区平均額を算定の基礎とし、 原則として下記のいずれか低い額に設定する。

- (1) 固定資産税評価額×使用料率×1 m2×修正率
- (2) 現行額の1.2倍額

## 3 改正内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和4年4月1日

# 江東区公共溝渠管理条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条~第8条 (略)	第1条~第8条 (略)
(使用料の額及び算定方法)	(使用料の額及び算定方法)
第9条 使用料は、使用面積1平方メートルに	第9条 使用料は、使用面積1平方メートルに
つき、月額 <u>351円</u> とし、その額に使用開始	つき、月額 <u>412円</u> とし、その額に使用開始
の日の属する月から使用終了の日の属する	の日の属する月から使用終了の日の属する
月までの月数を乗じて得た額とする。	月までの月数を乗じて得た額とする。
2 (略)	2 (略)
第10条~第25条 (略)	第10条~第25条 (略)
	附則
	この条例は、令和4年4月1日から施行す
	る。